

国立大学法人奈良教育大学が法令の規定等により使用料、手数料 その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

1 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

「国立大学法人法」(平成15年法律第112号)第22条第4項の規定に基づく「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(平成16年3月31日文科省令第16号)第2条及び第9条の規定に基づく額を標準として算定した。

ただし、科目等履修生等の授業料、入学料及び検定料は、「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」(昭和36年4月1日文科省令第9号)に準拠して算定した。

2 公開講座の講習料

「国立学校における公開講座講習料について」(平成15年2月4日付14文科生第1226号通知)に準拠して算定した。

3 学内宿泊施設等の使用料

「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準」(昭和33年1月7日付蔵管第1号通知)による算出方法に準拠し、その上、宿泊施設に係る諸経費を勘案し、宿泊者1人当たりにより要する経費として算定した。

4 情報公開に係る手数料

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第17条第2項の規定に基づく「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」(平成12年法律第41号)に定める額を参酌して算定した。

5 個人情報開示に係る手数料

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第548号)第18条に定める額に準拠して算定した。

6 教職員宿舍の使用料

「国家公務員宿舍法」(昭和24年法律第117号)に準拠して算定した。

7 固定資産貸付に係る使用料

「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準」(昭和33年1月7日付蔵管第1号通知)に準拠して算定した。

8 文献複写料金

「国立大学等図書館の文献複写について」(平成11年3月31日付文学情第239号通知)に準拠して算定した。